

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々ふえ続けており、推計で2015年には約525万人であったものが、2025年には700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性がある一方で、誰もが介護者となり得ることから、認知症施策の推進は極めて重要かつ喫緊の課題である。

認知症と診断された場合においても、尊厳を持って生活できる社会の実現を目指す上で、当事者の意思を尊重しながら、家族等も寄り添っていくことが重要である。また、これまで十分に組み込まれてこなかった「若年性認知症」への対策にも積極的に取り組んでいく必要がある。これらのことは、認知症施策に関する課題が、もはや医療・介護分野だけでなく、地域づくりや生活支援、教育に至るまで多岐にわたっていることを示唆している。

よって国におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、認知症施策推進基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国や自治体を初め、企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族等を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための基本法を制定すること。
- 2 認知症と診断された直後に、相談できる人が周りにいないといった人が多くおられ、そのことが認知症施策における空白期間を生じさせていることから、認知症の人が必要とする支援や各種の情報を活用することができるよう、認知症サポーターの周知やガイドブックの作成による支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症対策への支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進する観点から、コーディネーターに対する研修などの支援体制を整備するとともに、若年性認知症の人の状態に応じた就労の継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症に係る全国規模の疫学調査と登録に基づくビッグデータの活用を通して、効果的な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応などの認知症施策の推進に取り組むこと。
- 5 次世代の認知症治療薬の開発や早期実用化、最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

岩 国 市 議 会